

県民の皆様へ

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限等の指示に伴う要請について

本県産の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から、食品衛生法上の基準値(※1)を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。

つきましては、県民の皆様におかれましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるようお願いいたします。

(平成24年5月23日現在)

要請の内容	区分	品目	産出(採捕)地
①食べないようにしてください。 ②出荷しないでください。	野菜	非結球性葉菜類	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村
		結球性葉菜類	
		アブラナ科花蕾類	
	きのこ	原木しいたけ(露地栽培に限る。)	飯館村
		野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	南相馬市、いわき市、棚倉町
	水産物	いかなごの稚魚(コウナゴ)	本県において水揚げされるもの
ヤマメ(養殖により生産されたものを除く。)		新田川(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。	
野生鳥獣	イノシシの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村	
①出荷しないでください。※2	野菜	カブ	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村
		ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町
		ホウレンソウ※3	福島市
	果実	ウメ	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町
		ピワ※3	南相馬市
		ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町
		ザクロ※3	伊達市
		カキ※3	南相馬市
		キウイフルーツ	相馬市、南相馬市
	穀類	小麦※3	広野町(食品衛生法の暫定規制値(※1)を超えたロットに限る。)
		クリ	伊達市、南相馬市
		平成23年産の米	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)
	工芸作物	生茶葉※3	塙町
		ナタネ※3	田村市
	山菜	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、古殿町、大玉村
		たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村
		ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、相馬市、田村市、桑折町、国見町、川俣町、広野町
		ぜんまい	川俣町※3、二本松市、相馬市、いわき市
		たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村
		わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町
こしあぶら		福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	

①出荷しないでください。※2	きのこ	原木しいたけ(露地栽培に限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)	
		原木しいたけ(施設栽培に限る。)	伊達市、川俣町、新地町	
		原木ナメコ(露地栽培に限る。)	相馬市、いわき市	
		野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	
	水産物	畜産物	原乳	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域(平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定)に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村
		イワナ(養殖により生産されたものを除く。) ヤマメ(養殖により生産されたものを除く。) ウグイ アユ(養殖により生産されたものを除く。) コイ(養殖により生産されたものを除く。) フナ(養殖により生産されたものを除く。) ホンモロコ(養殖)※3	イワナ(養殖により生産されたものを除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			ヤマメ(養殖により生産されたものを除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			アユ(養殖により生産されたものを除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			コイ(養殖により生産されたものを除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			フナ(養殖により生産されたものを除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) ※採捕についても自粛するようお願いしております。
			ホンモロコ(養殖)※3	川内村
	野生鳥獣	イノシシの肉	郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
		クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
①採捕しないでください。※4	水産物	イワナ(養殖により生産されたものを除く。)	館岩川(支流を含む。)	
		ヤマメ(養殖により生産されたものを除く。)	本県内の久慈川(支流を含む。)	
		ウグイ	本県内の久慈川(支流を含む。)、只見川のうち只見ダムの下流(支流を含む。ただし、滝ダムの下流を除く。)	
		ヒメマス	沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川	
		モクズガニ	真野川本流及び支流	
①県外へ移動しないでください。	畜産物	牛(12月齢未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)	全市町村	
②と畜場へ出荷しないでください。	畜産物	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)		

※1 国からの指示は、平成24年3月31日までは暫定規制値、平成24年4月1日からは新基準値に基づき行われています。ただし、牛肉、米、大豆、加工食品等の一部の食品については経過措置により4月1日以降も一期間暫定規制値が適用されます。

※2 国からの指示は出荷制限のみであり、仮に食べたとしても直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、検査の結果、食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されておりますので、自家消費にあたっては、可能な限り摂取を控えることをお勧めします。

※3 国からの指示はありませんが、検査の結果、食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されたことから、当分の間出荷を自粛するようお願いしております。

※4 国からの指示はありませんが、検査の結果、食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出されたことから、当分の間採捕を自粛するようお願いしております。

【参考】野菜の品目の代表例

品 目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチヨイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムボエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイタケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラスタケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリシメジ、ハタケシメジ、ヒラタケ、バナシメジ、バナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

◎ 食品中の放射性物質についての食品衛生法上の新基準値及び暫定規制値、福島県以外の地域における出荷制限等については、こちらの厚生労働省のホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html